

「タイ・プラスワン」としてのカンボジア

関心の高まるカンボジアへの投資にあたって

アジアビジネスサポートグループ 公認会計士 ^{とばたしんじ} 土島 真嗣

はじめに

有限責任監査法人トーマツでは、チャイナ・プラスワンとして関心が高まっている東南アジア地域への日系企業の進出をサポートする目的で、2013年3月にアジアビジネスサポートグループ（ABSG）を新規に立ち上げ、各国の日系企業サービスグループ（JSG）に派遣されている各国の駐在員と連携して双方向からのサポートを提供している。

カンボジアについては、2013年後半より本格的に活動を始め、シンガポール及びタイに派遣されているJSGの駐在員とABSGの担当者として連携しな

がら、日系企業に対するサポートを実施している。その一環として、2014年5月13日（東京）と19日（バンコク）に、Kelvin Chia Partnership（シンガポールに本部のある弁護士事務所）様との共催、株式会社三井住友銀行様の後援により、日系企業向けのカンボジアセミナー（バンコク開催については、ミャンマー・カンボジアセミナー）を開催したので、その要旨を紹介したい。

なお、文中意見にわたる部分については、講演者及び本稿執筆者の私見を含むことをお断りしておく。

（セミナープログラム（東京開催））

テーマ	担当講師
オープニング	有限責任監査法人トーマツ ABSG 統括 パートナー 小林 繁明
I. (ビジネス環境) カンボジアの最近の投資環境	株式会社三井住友銀行 ブノンペン事務所駐在員事務所 所長 小澤 寧 氏
II. (法務) カンボジア進出実務と法規制の概要	Kelvin Chia Partnership シンガポール事務所 シンガポール外国法弁護士 (日本法) 古井 恵理 氏 カンボジア事務所 カリフォルニア州弁護士 ジェイ・コーエン氏
III. (会計) カンボジアの会計及び税務制度と実務	有限責任監査法人トーマツ ABSG 新興国担当 パートナー 土島 真嗣
クロージング	有限責任監査法人トーマツ ABSG 統括 パートナー 小林 繁明

1. カンボジアの投資環境

ここ最近、カンボジア進出に関する日本企業からの相談が急増している。カンボジアは人口1,340万人（2008年同国計画省調べ）の小国だが、東南アジア諸国連合（ASEAN）の他国に比べ外資規制が少ないうえ、ASEAN域内のほぼ中心に位置するという地政学的な立地が要因となっている。

外資規制に関しては、不動産（土地・建物）所有に関して現地資本が過半数を占める必要があるが、それ以外は規制がほとんどなく、100%外資によ

る進出が他国と比較して容易である。

立地に関してはASEAN域内ではほぼ中心に位置し、タイやベトナムなどメコン川流域の諸国で形成する大メコン圏（GMS）の一員でもある。南部経済回廊、シハヌークビルの深水港、あるいはブノンペンの河川港等の物流インフラの整備により、域内での地理的優位性が増している。

日本企業の最近の進出例としては、イオンが6月末に首都ブノンペンに大型ショッピングセンターの開業を予定する。自動車部品大手デンソーは今春からブノンペンで工場を稼働させた。

今後は、2015年のASEAN経済共同体（AEC）の発足により、現在以上に、国境を越えたヒト、モノ、カネの動きが活発化することが予想される。こうした中でカンボジアは、ASEANの製造業の一大拠点であるタイとの連携を通じ、「タイ・プラスワン」として分工場的な役割が期待されている。

カンボジア政府もこの機運をとらえようと、進出する企業向けに、投資優遇制度を盛んにアピールしている。カンボジア開発評議会（CDC）はワンストップサービスで投資案件に関する手続きを一括して管理する。要件を満たしたプロジェクトには、最大9年間の法人税や輸出関税の免税といったインセンティブが付与される。経済特区（SEZ）の整備も進んでいる。プノンペン近郊のプノンペンSEZ、シハヌークビルのシハヌークビルSEZは有名なところである。

2. カンボジアの法規制

前述のとおり、外資規制の少なさがカンボジアの魅力であるが、一方、不動産制度と労務制度には注意が必要である。

不動産制度については、前述のとおり、外国人あるいは外国会社が49%超の持分を所有している外国法人は不動産（土地・建物）の所有権を取得することができない。また、2001年にカンボジア土地法が成立しているが、同法施行前に取得されている土地については、過去の内戦により書類を紛失しているケースや、書類が残っていても権利関係が明確ではない、あるいは書類として不十分なケースもあり、権利関係の確認については注意が必要である。

労務制度については、労働法が全ての労働者に対し適用される。その他、手工業労働者に対する最低賃金制度、法定有給休暇、法定労働時間（現在は1日8時間、週48時間）の定めがある。雇用契約に

ついては、有期については最長2年となっている。それ以上の場合、無期契約となる。解雇に関しても事前通知や退職金が規定されている。外国人労働者の割合も制限されている。他の新興国と比較すると厳しい印象である上に、最近では労働争議もいくつか発生している。

3. カンボジアの税制

主な税金としては、利潤税（法人税に相当）、給与税及び付加給付税（個人所得税に相当）、付加価値税（消費税に相当）、印紙税等が規定されている（表1、スライド）。経済財務省（Ministry of Economy and Finance (MEF)）傘下の税務当局（General Department of Taxation (GDT)）が税務に関する行政を司っている。

税制で特徴的なのは、最低税金制度があることである。売上高に対して1%が課税され、年間の所得に対する税金である利潤税と比較して最低税金の方が多い場合には、最低税金が年間の税額となる。従って、所得が赤字の場合でも課税される。

もう一つ特徴的なのは、給与税及び付加給付税だ。雇用主に源泉義務があり、毎月の給与及び付加給付の支払時点で源泉し税務当局に収める。給与だけではなく、住宅手当、教育手当、あるいは社用車の貸与も課税の対象となる。

税務調査は従来はそれほど厳格ではなかったが、近年厳格化傾向にある。実際、日系企業でも調査を受けた事例が出てきている。罰金に加えて、毎月の延滞利息も課されるため、未納期間が長くなると、罰金を含めた追加支払いが多額になるケースもある（スライド2）。

移転価格税制についても制度自体はまだないが、移転価格の概念自体は税務当局も持っているようであり、注意が必要である。

表1：主な税金の種類と税率

税金の種類	課税対象	税率
利潤税	事業所得、キャピタルゲイン、受取利息、賃貸収入等	20%
源泉税	利息、ロイヤルティ、レンタル、マネジメントフィー等の支払	居住者への支払：4～15% 非居住者への支払：14%
給与税	報酬、賃金、賞与等	居住者：0～20% 非居住者：20%
付加給付税	住宅手当、教育手当、社用車の貸与等	20%
付加価値税	商品やサービスの提供	10%

スライド1：12月決算の場合の申告・納税スケジュール

項目	期限	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
利潤税 (Tax on Profit)																	
前払納付 (月次納付)	毎月15日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
年度申告	決算期後 3ヶ月以内			●													●
源泉税 (Withholding Tax)																	
月次納付	毎月15日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
付加価値税 (Value Added Tax)																	
月次納付	毎月15日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
給与税 (Tax on Salary) 及び付加給付税 (Fringe Benefit Tax)																	
月次納付	毎月15日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
登録税 (Patent Tax)																	
年度納付 (初年度は登録から15日以内)	決算期後 3ヶ月以内			●													●
不動産税 (Tax on Immovable Property)																	
年度納付	9月末									●							

スライド2：罰金

内容	罰金
軽微な申告漏れ (納税額の10%以下の申告漏れ)	未納付額の10%
重大な申告漏れ (納税額の10%超の申告漏れ)	未納付額の25%
税務調査の指摘による修正	未納付額の40%
納付漏れに対する利息 (上記の罰金に追加して支払う)	未納付額に対して月2%

4. カンボジアの会計・監査制度

カンボジアでは、国際財務報告基準 (IFRS) に準じた会計基準が採用されている。決算日後3ヶ月以内に財務諸表を作成する必要がある。会計期間は原則として1月1日～12月31日となるが、実務上は親会社の決算期間に合わせることも可能である。決算期間の変更には、税務当局の承認が必要である。

財務諸表については、クメール語とリエルによる作成が必要となるが、外国企業には英語と外国通貨

(主にUSドル) による作成も実務上は認めている。但し、税務申告書については、クメール語とリエルによる併記が必須となる。

また、①年間の売上が30億リエル以上、②総資産の平均が20億リエル以上、③平均従業員数が100人以上、の3つの要件の内、2つ以上に該当する場合には、カンボジア公認会計士による財務諸表監査を受ける必要がある。

以上

この記事に対するお問い合わせ先
 有限責任監査法人トーマツ アジアビジネスサポートグループ (ABSG)
 e-mail : jpabsg@tohmatu.co.jp